

附 則 (昭和四一年七月八日総理府令第三五号)
この府令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年七月二七日総理府令第三四号)
この府令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年二月一六日総理府令第四九号)
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)
この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月九日総理府令第四七号)
この府令は、平成十年八月一日から施行する。

附 則 (平成二二年八月一四日総理府令第九〇号) 抄
この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日総務省令第一二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日総務省令第五二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日総務省令第一二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

第一号書式

(配偶者用) 失権事由非該当申立書
1 普通恩給失権事由非該当申立て 公務員(旧軍人等)は、退職(復員等)後、次の事項に該当したことがない。 <ul style="list-style-type: none">・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。・ 国籍を失ったこと。
2 扶助料失権事由非該当申立て 私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。 <ul style="list-style-type: none">・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。・ 国籍を失ったこと。・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 _____

第二号書式

(配偶者用)

扶助料失権事由非該当申立書

私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮^この刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第三号書式

一時扶助料既裁定申立書

(恩給種別)

私は、公務員(旧軍人等)死亡後したことにより、

第 号の一時扶助料裁定通知書を受けたことがある。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第四号書式

扶助料年額改定請求書

下記扶助料の年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)

請求者氏名

扶 助 料 証 書
記 号 番 号

第

号

現 住 所

郵便番号

			—				
--	--	--	---	--	--	--	--

都道
府県

(電話番号

—

—

)

